

水の郷工業団地大排水路清掃業務委託仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

1. 目的

水の郷工業団地の工場排水を集水する大排水路の定期清掃を行うことにより、周辺の環境保全を図ることを目的とする。

2. 業務内容

番 号：6 商委第5号

業 務 名：水の郷工業団地大排水路清掃業務委託

履行期間：契約締結の日から令和7年3月31日まで

履行場所：魚沼市 十日町 地内

3. 作業内容

別紙「位置図」で示す区間(延長0.82km)の大排水路内の水草及び藻類等を除去する。

4. 実施日

清掃の実施は委託期間内に3回実施するものとし、実施日は事前に監督員と協議の上で決定する。ただし、降雪期には実施しない。

5. 施行方法

ア) 実施時期を十分に監督員と協議し、決定すること。

イ) 清掃は大排水路内に繁茂している水草及び藻類を除去すること。

ウ) 水路内側面等に絡みついた蔓植物がある場合は、きれいに除去すること。

エ) 機械を用い清掃を行う場合は、水路及び周辺施設等を損傷しないよう注意すること。

オ) 受託者は作業前、作業中、作業後の状況が対照できるように写真を撮影し、ファイルに整理し提出すること。

カ) 水路内に不法投棄物がある場合は、一箇所に集積し、その処理については監督員と協議を行うこと。

6. 検査

各回とも作業終了後は、発注者の検査を受けること。

7. 委託料の支払い

清掃業務1回毎の支払いとし、各回の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。ただし、1回目及び2回目の支払額は、契約金額相当額のそれぞれ3分の1以下とする。

8. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議をして定めるものとする。

6 商委第 5 号 水の郷工業団地大排水路清掃業務委託位置図

委託場所
清掃区間 L=0.82km

